

輪島市監査公表第20号

平成25年10月21日付発監査第129号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年10月 1日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





収環第 2 1 2 号
平成 2 6 年 9 月 1 8 日



輪島市代表監査委員 湊 良 作 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成25年10月11日

| 監査の結果 | 措置の内容 | 措置状況 |
|---|---|--------------|
| <p>①火葬場使用料滞納額について</p> <p>火葬場使用料については、依然として滞納が発生している。引き続き滞納額削減に取り組んでいただきたい。次年度には「新火葬場」が運営される。これを機に、関係部署等と滞納が発生しないようなシステム（納付方法）の構築に努めていただきたい。</p> | <p>滞納額の削減については、現年度分の納付を優先に早期に催促することで滞納額が増加しないよう努めてまいります。過年度分につきましても分納等にも対応し、少しでも滞納額が少なくなるよう努めてまいります。</p> <p>また、新火葬場を運営する輪島市穴水町環境衛生施設組合等と協議を行い、最善の対策を図ってまいります。</p> | <p>措置方針等</p> |